

[事案 2024-303] 転換契約無効請求

・令和7年12月24日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年11月に既契約（2契約）を転換して契約した組立型保険について、令和5年7月に解約したが、以下の理由により、転換を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)新しく担当となった募集人から、「今の終身保険の医療特約があまりにも古いので新しい医療保険に変えませんか」との勧誘を受け面談したが、本契約が転換契約で、今まで貯めてきた責任準備金から毎月一定額を引き落としていく保険という説明は全くなかった。また、保険期間が10年であることの説明もなかった。
- (2)設計書には、転換前契約のデータは入っておらず、転換前契約と本契約のメリット・デメリットの説明もなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、面談の際、申立人および申立人の妻に対し、転換前契約の内容を説明した上で、パンフレット、設計書等を用いて転換前契約から本契約への転換であること、本契約は終身保障ではなく10年の更新型であることなどを説明した。また、転換については、車の下取りを例に、全く新しい契約となること、これまで積み立ててきた転換前契約の責任準備金等は転換価格となること、転換価格を充当することで本契約の保険料を安くできること等を説明した。
- (2)転換前契約が2契約あるため、設計書にデータを印字できない代わりに、転換前契約の保障内容は別資料を用いて説明し、加えて、転換前契約の内容が記載されている資料および転換制度についての説明が記載されている資料を申立人は受領、了知している。また、申込内容変更請求書にも転換前契約の転換価格からの充当保険料が記載されており、申立人は同請求書に署名している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時および解約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)転換比較表の転換前契約の内容が空欄となっているなど、転換についてさらに丁寧な説明をする余地があったと考えられる。
- (2)本契約は、10年後の更新時には保険料が月額3万円から9万円を超える見込みであるところ、現実には契約成立から2年後には保険料支払が困難となって減額請求がなされ、最終的には減額した保険料ですら支払いが滞り、本件申立ての一因となったという経緯がある。

事情聴取において募集人は、最も充実した保障内容で申込みを受け、引受不可となった保障を外せばよいとの方針で勧誘していたと陳述しているところ、このような募集人の勧誘が申立人の意向や現状に見合うものだったのかについて疑義が残る。